

## 8 汚水等関係特定事業場に係る排水基準

### 1 対象となる工場又は事業場

以下の特定施設を設置する工場又は事業場

- ・汚水等関係特定施設 (P. 20)

(ただし、別表第7の5項の特定施設（水濁法上の特定施設）を除く)

### 2 法律体系

排水規制の区分	法 令
濃度規制	広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

### 3 排水基準

#### (1) 水質関係有害物質に係る規制基準 (►条例施行規則別表第8)

対象項目	排水基準(mg/L)	対象項目	排水基準(mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.03	四塩化炭素	0.02
シアノ化合物	1	1, 2-ジクロロエタン	0.04
有機燐化合物 <sup>注2</sup>	1	1, 1-ジクロロエチレン	1
鉛及びその化合物	0.1	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4
六価クロム化合物	0.2	1, 1, 1-トリクロロエタン	3
砒素及びその化合物	0.1	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	1, 3-ジクロロプロパン	0.02
アルキル水銀化合物	検出されないこと	チウラム	0.06
P C B	0.003	シマジン	0.03
トリクロロエチレン	0.1	チオベンカルブ	0.2
テトラクロロエチレン	0.1	ベンゼン	0.1
ジクロロメタン	0.2	セレン及びその化合物	0.1

注1 この表に掲げる規制基準は、排水量の大小にかかわらず適用する。

注2 有機燐化合物については、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。

(2) 県下全域に係る規制基準 (►条例施行規則別表第9)

項目	許容限度 [mg/L]						
	第1種水域		第2種水域		第3種水域		第4種水域
	河川等	湖沼	河川等	湖沼	河川等	湖沼	
水素イオン濃度 (pH) [水素指数]	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.5~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	90 (70)		160 (120)		160 (120)		
化学的酸素要求量 (COD)		50 (40)		85 (65)		120 (90)	130 (100)
浮遊物質量 (SS)	90(70)		90(70)		200(150)		200(150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	8		8		20		20
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)					5		
フェノール類含有量					5		
銅含有量					3		
亜鉛含有量					5		
溶解性鉄含有量					10		
溶解性マンガン含有量					10		
クロム含有量					2 <sup>注6</sup>		
ふつ素含有量					15		
大腸菌群数 [個/cm <sup>3</sup> ]					(3,000)		
温度、外観、透視度及び臭気					排出先の公共用水域に著しい変化を与えない程度		

注1 () 内は日間平均値である。

注2 「河川等」とは、海域及び湖沼以外の公共用水域をいう。

注3 第1種水域～第4種水域の範囲についてはP.35～37のとおりである。

注4 この表に掲げる規制基準は、日平均排水量50m<sup>3</sup>以上の汚水等関係特定事業場について適用する。ただし、「シアソ又はクロムを使用するもの」については、日平均排水量30m<sup>3</sup>以上の特定事業場について適用する。

注5 この表に掲げる規制基準は、汚水等関係特定施設(P.20)のうち、1の項(パン菓子製造業の用に供する洗浄施設)、3の項(理化学試験研究の用に供する洗浄施設)、4の項(流水式塗装施設)の施設を設置する汚水等関係特定事業場に係る排出水について適用する。

注6 クロム含有量については、排水量に関係なく適用する。

(3) 下水道排水区域内における規制基準 (►条例施行規則第21条第2項)

工場又は事業場が下水道法第2条第7号に規定する排水区域内に所在する場合、当該公共下水道に設置される終末処理場に係る放流水の水質基準が上記(2)の規制基準より厳しい場合は、その水質基準を規制基準とする。

4 県下4区分水域区分の範囲

水質汚濁防止法の排水基準に係る区分と同じ(P.35～37を参照)。